

秋田市議会訓令第1号

秋田市議会事務局

秋田市議会図書室規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年1月31日

秋田市議会議長 岩谷政良

秋田市議会図書室規程の一部を改正する訓令

秋田市議会図書室規程（昭和25年設定）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の刊行物を収集保管して、市政その他の調査研究に資することを目的とする。」を「市政その他の調査研究に資することを目的とし、次の刊行物を収集保管する。ただし、当該図書が電磁的記録媒体等を利用することにより容易に取得できる状態であるときは、この限りでない。」に改める。

第4条中「開閉」を「開室」に改める。

第7条中「図書を室外に持ち出して閲覧しようとするときは、係員に申し出た上、図書貸出簿に所定の事項を記入し、署名しなければならない。」を削り、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 図書を室外に持ち出して閲覧しようとするときは、係員に申し出た上、図書貸出簿に所定の事項を記入し、署名しなければならない。

第13条中「前項の期間中は、図書の閲覧を停止する。」を削り、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の期間中は、図書の閲覧を停止する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。